

「吉見町障害福祉計画・障害児福祉計画（素案）」に対するパブリックコメント
の実施結果について

1. 実施時期 令和6年1月5日（金）から令和6年1月26日（金）まで
2. 意見の件数 13件
3. 意見提出者数 2名
4. 意見の提出方法 電子メール 1件
郵送 1件
ファックス 1件
直接書面提出 1件
5. 意見の概要 貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。
以下のとおり、町の考え方をまとめ、公表いたします。

NO	項目	意見の概要	町の考え方
1	<p>P44</p> <p>第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み</p> <p>1 理解促進研修・啓発事業</p>	<p>ヘルプマークの普及推進活動について</p> <p>全国的にヘルプマークの認知度が高まっていますが、吉見町におきましての認知度はまだまだであると感じております。</p> <p>吉見町におかれましても、町としまして正しい知識のもとヘルプマークをご理解いただく普及推進活動に取り組んでいただくことを望みます。</p> <p>また、町ホームページにおいてヘルプマークとヘルプカードを合わせまして単独のページとしまして掲載することを求めます。</p>	<p>ヘルプマークにつきましては、町庁舎のデジタルサイネージに啓発画像を映し、長寿福祉課窓口にヘルプマークのポスターを掲示、パンフレットラックにヘルプマークのパンフレットを置き周知啓発を行っております。</p> <p>また、町ホームページにおきましても、ヘルプマーク、ヘルプカードの単独のページを開設いたしました。</p> <p>今後も、周知啓発に取り組んでまいります。</p>

<p>2</p>	<p>P44 第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み 1 理解促進研修・啓発事業</p>	<p>ヘルプカードの普及推進について ヘルプカードについて、現状ですとホームページよりダウンロードしましてプリントアウトする形式のみとなっておりますが、他市町村におかれましてはコーティング加工をされた厚さのある用紙にプリントアウトしたものが配布されていることを多く見受けま す。 吉見町におかれましても、このような耐久性のあるヘルプカードを作成し必要とする方に配布をしていただけますようご検討のほどお願いします。</p>	<p>ヘルプカードにつきましては、ホームページよりダウンロードし、印刷して使用するよう案内をしておりますが、自宅等にインターネット環境がない場合やパソコンから印刷することの出来ない方のために、印刷済みのヘルプカードを長寿福祉課窓口において、配布をしております。</p>
<p>3</p>	<p>P44 第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み 1 理解促進研修・啓発事業</p>	<p>あいサポート運動について 鳥取県からスタートした運動であり、ヘルプマークやヘルプカードのこと、手話言語条例の聴覚障害者のことも含む障害者全般のことを「知って、気付いて、支え合う」共生社会づくりを推進する運動です。 埼玉県で施行されています『埼玉県障がいがある人もない人も全ての人が安心して暮ら</p>	<p>あいサポート運動は、障がいを正しく理解し、障がいなどがある方と共に生き、共に活動するサポーターを養成する運動であると認識しております。 当町におきましても、既に実施している自治体の取組内容等を調査してまいります。</p>

		<p>していける共生社会づくり条例』に準ずる運動として「あいサポート運動」を鳥取県と連携をはかりながら吉見町で事業化とすることを求めます。</p>	
4	<p>P47 第6章 地域生活支援事業の必要量の見込み 6 意思疎通支援事業</p>	<p>2024年4月より、民間事業者をも対象に合理的配慮が義務化となります。その点を踏まえ、民間事業者より手話通訳士や要約筆記の要請や、障がい福祉の団体のイベントなどの開催時には、わが町では手話言語条例が制定となっている観点から手話通訳士の派遣は必要不可欠と考えます。吉見町の障害者福祉ガイドブックの記載により「手話通訳士の派遣を出来るのは当事者のみ」となっております。他市町村を参考に、合理的配慮が民間事業者にも対象となる点を踏まえた計画と要約筆記の派遣依頼が可能となるようご検討をお願いします。</p>	<p>手話通訳者の派遣依頼について、当事者のみならず、障がい福祉団体や聴覚・言語の障がい者に接する方を含めるよう、聴覚障がい当事者等の意見を聴きながら検討してまいります。</p>

5	<p>P27 第4章 障害福祉サービス必要量の見込み 「就労移行支援」</p>	<p>来年度より障がい者雇用率の段階的な引き上げも開始され、カウントの算定方法も変わります。一般就労に移行を希望する方が増加することと予想されますが、この点を踏まえた見込み数となっているのでしょうか。</p>	<p>この見込み数は、過去の実績数をもとに、令和6年度からの障がい者雇用率の段階的な引き上げを踏まえた数として計上しております。</p>
6	<p>(該当ページなし) 避難行動要支援者について</p>	<p>「避難行動要支援者の名簿の作成」について、吉見町におきましての進捗状況はいかがでしょうか。 また、要支援者の対象外となっています不安を抱えている方向けにも要支援者としての登録を促してはいただけませんかでしょうか。</p>	<p>避難行動要支援者の名簿作成につきましては、吉見町民生委員・児童委員協議会に各行政区の世帯訪問調査を依頼し、民生委員が調査を行い作成しております。</p>
7	<p>(該当ページなし) 吉見町独自の難病支援策について</p>	<p>吉見町独自の難病支援策についてその後の進捗状況はいかかでしょうか。 この素案の中には、この難病支援策のことは盛り込まれているのでしょうか。</p>	<p>吉見町独自の難病支援策につきましては、現在、どのような支援内容が効果があるか検討中であり、引き続き検討してまいります。 また、P2第1章計画の基本的な考え方4計画の対象者において対象としています。</p>

8	<p>P 9 第 3 章 成果目標の 設定 2 精神障がいにも 対応した地域包括 ケアシステムの構 築</p>	<p>「精神障がいにも対 応した地域包括ケアシ ステムの構築」を「精 神障がい（発達障害及 び高次脳機能障害を含 む）にも対応した地域 包括ケアシステムの構 築」と記してください。</p>	<p>P 2 第 1 章計画の 基本的な考え方 4 計 画の対象者において 発達障害、高次脳機 能障害も対象として おり、記載について は、素案のとおりと させていただきます。</p>
9	<p>P 1 8 第 3 章 成果目標の 設定 6 相談支援体制の 充実・強化等</p>	<p>高次脳機能障害の方 への相談支援体制の充 実・強化について、計 画に記してください。 また、同じ器質性精神 障がいである若年性認 知症の方への支援につ いても、計画に明記し てください。</p>	<p>高次脳機能障害の ある方や若年性認知 症の方の家族等に対 する相談支援体制と しまして、P 1 8 に ありますように、国 の数値目標（成果目 標）として、令和 8 （2026）年度末 までに、町に総合的 な相談支援、地域の 相談支援体制の強化 及び関係機関等の連 携緊密化を通じた地 域づくりの役割を担 う基幹相談支援セン ターを設置するとと もに、基幹相談支援 センターが地域の相 談支援体制の強化を 図るための体制を確 保すると明記されて います。</p> <p>また、地域づくり に向けた協議会にお いて、個別事例の検 討を通じた地域サー ビス基盤の開発・改 善等への取組を行う</p>

			<p>ために必要な協議会の体制を確保すると明記されています。</p> <p>そのため、記載につきましては、素案のとおりとさせていただきます。</p>
10	(該当ページなし) 高次脳機能障害について	高次脳機能障害への支援について、どのように実施していくのか具体的な施策を計画に記してください。	P2第1章計画の基本的な考え方4計画の対象者において高次脳機能障害も対象としておりますので、素案のとおりとさせていただきます。
11	(該当ページなし) 就労支援について	若年性認知症や高次脳機能障害の方を念頭に置いて「中途障害者の就労体制の充実」といった施策を記してください。	<p>P12の4福祉施設から一般就労への移行等において、福祉施設を利用し、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用し、就労定着する者の数値目標を設定しています。</p> <p>そのため、記載につきましては、素案のとおりとさせていただきます。</p>
12	(該当ページなし) 障害児福祉計画(素案)について	子どもの高次脳機能障害への支援について、例えば「発達障害児支援の中で実施する」など、無理のない形で吉見町としての施策を記してください。	P2第1章計画の基本的な考え方4計画の対象者計画において、発達障害、高次脳機能障害も対象としております。そのことから、発達障害児も施策の対象と

			<p>しています。</p> <p>また、P 3 7 の第 5 章障害児通所支援等の必要量の見込みにおいて、当町の施策を明記しております。</p>
1 3	<p>P 4 7</p> <p>第 6 章地域生活支援事業の必要量の見込み</p> <p>6 意思疎通支援事業</p>	<p>失語症者向け意思疎通支援者派遣事業について、何らかの形で吉見町の施策を記してください。</p>	<p>P 4 7 第 6 章地域生活支援事業の必要量の見込み 6 意思疎通支援事業において、聴覚障がいや言語障がい、音声機能その他の障がいのため、意思の疎通が困難な障がい者に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、障がい者とその周りの者の意思疎通を円滑なものにするとしています。この対象は、失語症者も含まれております。</p> <p>そのため、記載につきましては、素案のとおりとさせていただきます。</p>